平成 29 年

# 三重県議会定例会会議録

#### 平成29年

## 三重県議会定例会会議録

## 第 24 号

○平成29年10月17日 (火曜日)

## 議事日程(第24号)

平成29年10月17日(火)午前10時開議

- 第1 議案第121号から議案第131号まで 〔委員長報告、採決〕
- 第2 認定第1号から認定第4号まで 〔委員長報告、討論、採決〕
- 第3 請願の件〔討論、採決〕
- 第4 意見書案第8号から意見書案第14号まで 〔討論、採決〕
- 第5 議案第133号 [提案説明、採決]
- 第6 認定第5号から認定第16号まで 〔提案説明、委員会付託〕
- 第7 議員派遣の件

## 会議に付した事件

- 日程第1 議案第121号から議案第131号まで
- 日程第2 認定第1号から認定第4号まで
- 日程第3 請願の件
- 日程第4 意見書案第8号から意見書案第14号まで

日程第5 議案第133号

日程第6 認定第5号から認定第16号まで

日程第7 議員派遣の件

		会議に出欠席の議員氏名		
出席議員	49名			
1	番	芳 野	正	英
2	番	中瀬古	初	美
3	番	廣	耕力	定郎
4	番	山 本	里	香
5	番	岡野	恵	美
6	番	倉 本	崇	弘
7	番	稲森	稔	尚
8	番	野村	保	夫
9	番	下 野	幸	助
10	番	田中	智	也
11	番	藤根	正	典
12	番	小 島	智	子
13	番	彦 坂	公	之
14	番	濱 井	初	男
15	番	吉川		新
16	番	木 津	直	樹
17	番	田中	祐	治
18	番	野口		正
19	番	石 田	成	生
20	番	大久保	孝	栄
21	番	東		豊
22	番	山内	道	明

23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	_
27	番	北	Ш	裕	之
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	舘		直	人
37	番	目	沖	正	信
38	番	前	田	剛	志
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	_
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美
46	番	水	谷		隆
47	番	Щ	本		勝
48	番	Щ	本	教	和
49	番	西	場	信	行
50	番	中	Ш	正	美
(42	番	欠			番)

## 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局	最長		福	田	圭	司
書	記	(事務局次長)	岩	﨑	浩	也
書	記	(議事課長)	桝	屋		眞
書	記	(企画法務課長)	稲	垣	雅	美
書	記	(議事課課長補佐兼班長)	中	村	晃	康
書	記	(議事課主幹)	松	本		昇
書	記	(議事課主幹)	黒	Ш	恭	子

## 会議に出席した説明員の職氏名

知		事	鈴	木	英	敬
副	知	事	渡	邉	信一	-郎
副	知	事	稲	垣	清	文
危機管	理統括	監	服	部		浩
防災対	対策部	長	福	井	敏	人
戦略』	全画部	長	西	城	昭	$\equiv$
総務	部	長	嶋	田	宜	浩
健康和	畐祉部	長	田	中		功
環境生	生活部	長	井戸	畑	真	之
地域選	重携部	長	鈴	木	伸	幸
農林な	<b>水産部</b>	長	畄	村	昌	和
雇用約	圣済部	長	村	上		亘
県土	整備部	長	水	谷	優	兆
健康福	<b>祉部医</b>	療対策局長	松	田	克	己
健康福	<b>祉部子</b>	-ども・家庭局長	福	永	和	伸
環境生	活部廃	棄物対策局長	中	Ш	和	也
地域連	携部ス	ポーツ推進局長	村	木	輝	行

地域連携部南部地域活性化局長	伊	藤	久美	長子
雇用経済部観光局長	河	口	瑞	子
企 業 庁 長	Щ	神	秀	次
病院事業庁長	長名	川谷	耕	
会計管理者兼出納局長	城	本		曉
教 育 長	廣	田	恵	子
公安委員会委員	Щ	本		進
警察本部長	難	波	健	太
代表監査委員	Щ	口	和	夫
監査委員事務局長	水	島		徹
人事委員会委員長	竹	Ш	博	子
人事委員会事務局長	Щ	口	武	美
選挙管理委員会委員	中	西	正	洋
労働委員会事務局長	永	田	慎	吾

午前10時0分開議

開

議

○議長(舟橋裕幸) おはようございます。 ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長(舟橋裕幸) 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から 提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第8号から意見書案第14号までが提出されましたので、お 手元に配付いたしました。

次に、議案第133号、認定第5号から認定第16号まで並びに報告第80号から報告第82号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。 以上で、報告を終わります。

## 環境生活農林水産常任委員会審查報告書

議案番号	件	名
1 2 7	工事請負契約の変更について 障除去対策工事)	(桑名市源十郎新田事案支

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年10月5日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

環境生活農林水産常任委員長 田中 祐治

## 健康福祉病院常任委員会審查報告書

議案番号	件	名
1 2 4	三重県青少年健全育成条例の	)一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年10月4日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

健康福祉病院常任委員長 奥野 英介

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
1 2 5	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
1 2 8	工事請負契約の変更について (宮川流域下水道 (宮川処理区) 明和幹線 (第4工区) 管渠工事)

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年10月6日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

防災県土整備企業常任委員長 野口 正

## 教育警察常任委員会審查報告書

議案番号	件名	
1 2 6	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の する条例の一部を改正する条例案	防止に関
1 2 9	損害賠償の額の決定及び和解について	

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決 定した。

よって、ここに報告する。

平成29年10月10日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

教育警察常任委員長 藤根 正典

## 総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件	名
1 2 2	職員の育児休業等に関する多	条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年10月10日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

総務地域連携常任委員長 下野 幸助

## 予算決算常任委員会審查報告書

議案番号	件名	
1 2 1	平成29年度三重県一般会計補正予算(第4号)	
1 2 3	三重県手数料条例の一部を改正する条例案	

1 3 0	平成28年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
1 3 1	平成28年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余 金の処分について

認定番号	件 名
1	平成28年度三重県水道事業決算
2	平成28年度三重県工業用水道事業決算
3	平成28年度三重県電気事業決算
4	平成28年度三重県病院事業決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべき ものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年10月13日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

予算決算常任委員長 中嶋 年規

# 請願審查結果報告書 (新 規 分)

## 健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件	名	提	出	者	紹	介	議	員	審査 結果
請35	介護人材の安定的 た支援を求めるこ				1131 上施設協会 幸雄	山岡倉稲野下小木	本野本森村野島津	里恵崇稔保幸智直	香美弘尚夫助子樹	採択

	大久保 :	成 生 孝 栄	
	山内	道明	
	小 林	正人	
	長田	隆尚	

## 教育警察常任委員会関係

受理 番号	件名	提	出 者	紹	介	議	員	審査 結果
請36	義務教育費国庫負担制度の存 更なる充実を求めることについ	1234	合 文 化 セ ン ンター2F A連合会	山岡倉稲野下小藤長	本野本森村野島田田	里恵崇稔保幸智宜隆	香美弘尚夫助子三尚	採択
請37	教職員定数改善計画の策定・ と教育予算拡充を求めること いて	こつ 1234	合文化セン ンター2 F A連合会	山岡倉稲野下小長	本野本森村野島田	里恵崇稔保幸智隆	香美弘尚夫助子尚	採択
請38	子どもの貧困対策の推進と就 修学支援に関わる制度の拡充 めることについて	を求 1234	合 文 化 セ ン ンター2F A連合会	山岡倉稲野下小長	本野本森村野島田	里恵崇稔保幸智隆	香美弘尚夫助子尚	採択
請39	防災対策の充実を求めること いて	1234	合 文 化 セ ン ンター2F A連合会	山岡倉稲野下小石	本野本森村野島田	里恵崇稔保幸智成	香美弘尚夫助子生	採択

		大藤小長	保田林田		栄三人尚	
請40	小学校1年生から段階的に25人下 限条件をなくし、真の30人学級実 現を求めることについて	畄	本野森	里恵稔	香美尚	不採択

#### 意見書案第8号

介護人材の安定的な確保を求める意見書案 上記提出する。

> 平成29年10月4日 提出者 健康福祉病院常任委員長 奥野英介

介護人材の安定的な確保を求める意見書案

介護サービスを安定的に提供していくための介護人材の確保は、高齢者福祉 の水準を維持していく上で、国と地方に共通した重要な課題である。

しかし、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37年に向けた介護人材に係る需給推計によれば、介護人材の需要見込みが253万人であるのに対して、現状における供給見込みが215.2万人であるとされ、38万人弱の人材不足が生じる見込みとなっている。

要介護及び要支援認定者数は、今後も増加することが見込まれ、それに伴う 介護サービスの需要量の増加に適切に対応するためには、賃金の引上げ及び キャリアパスの整備の促進等による処遇改善、ICTの活用等による労働環境 の改善、外国人技能実習制度の活用等による多様な人材の参入促進など、総合 的かつ計画的な介護人材の確保対策が求められる。 よって、本県議会は、国において、介護人材の安定的な確保について、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 介護職員処遇改善加算の拡充など、介護職員の賃金改善等の処遇について 更なる充実を図ること。また、介護が多種多様な職種の職員によるチームケ アで行われている現状に鑑み、介護職員処遇改善加算の支給対象者について、 介護職員以外への拡大を検討すること。
- 2 介護ロボット、ICT等の導入による労働環境の改善効果の検証を行い、 その検証を踏まえて、介護報酬における介護人員・設備基準の見直しを行う こと。
- 3 外国人技能実習制度の導入に附随する手続に関し、受入施設等に対する支援を十分に行い、同制度の円滑な運用を図ること。また、介護分野は対人業務の職種であり、製造業や建設業などにも増して高い日本語能力が求められることから、技能実習生の日本語の習得の支援に取り組むこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成 年 月 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、 厚生労働大臣

#### 意見書案第9号

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書案 上記提出する。

> 平成29年10月6日 提出者 防災県土整備企業常任委員長 野口 正

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書案

道路は、県民の安全で安心な暮らしや、生産性の向上による持続的な経済成長を支えるとともに、災害時には県民の命を守るライフラインとして機能するなど、県民生活に必要不可欠な社会基盤である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等がかさ上げされているが、この特例措置は、平成29年度までの時限措置となっている。

本県が全力を挙げて取り組んでいる国土強靱化や地方創生を着実に進めるためには、道半ばである道路整備を今後も引き続き、強力に推進する必要があるが、道路財特法の規定による補助率等のかさ上げ措置が廃止されると、道路整備のための財源が不足し、真に必要な道路整備の推進に大きな影響を及ぼすことになる。

よって、本県議会は、国において、道路財特法の規定による補助率等のかさ 上げ措置を平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

#### (提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国十交通大臣

#### 意見書案第10号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案 上記提出する。

> 提出者 芳 野 正 英 岡野恵美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 野村保夫 下 野 幸 助 小 島 智 子 吉川 新 木津直樹 石 田 成 生 大久保 孝 栄 山内道明 小林正人 長田隆尚

平成29年10月6日

## 地方財政の充実及び強化を求める意見書案

子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に伴う医療・介護などの 社会保障ニーズへの対応、地域交通対策など、地方公共団体は、その果たす役 割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題にも直面している。しかしながら、公的サービスを担う人材が減少する中で、新たなニーズへの対応などが困難な状況となっている。これらのことから、必要な人材の確保を進めるとともに、それを支える地方財政の確立を目指す必要がある。

他方で、国において、社会保障関係費の圧縮や「公的サービスの産業化」など、地方財政の歳出削減を念頭に置いた議論が加速している。特に、地方交付税の算定に導入された「トップランナー方式」は、地方財政の一律削減につながることへの危惧などが指摘されている。そのため、その推進に当たっては、各地域の人口規模、産業規模、住民のニーズなどの違いを踏まえる必要がある。

本来、地方財政計画は、地方で必要な公共サービスを提供するための財源を確保するために立てられるものであり、財政再建目標を達成するために、住民生活に不可欠なサービスが削減されることになれば、国民生活と地域経済を疲弊させるおそれもある。

このため、平成30年度の政府予算及び地方財政計画の検討に当たっては、国民生活への影響を考慮しつつ、歳入・歳出を的確に見積り、社会保障をはじめとする公共サービスの提供を確保するための安定的な地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、本県議会は、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、地域交通対策、人口減少対策、災害対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援や介護保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関係費の確保及び地方財政への措置を的確に行うこと。
- 3 平成27年の国勢調査を踏まえ、人口が急減し、又は急増する地方公共団体

の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税の算定の在り方を 引き続き検討すること。また、地方交付税の算定における「トップランナー 方式」は、各地域の実情に配慮した上で、慎重に実施すること。

- 4 各種税制の廃止・減税を検討する際には、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保など、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと 創生事業費」等については、地方公共団体の財政運営に不可欠な財源となっ ていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置につい て、臨時的・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、 地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
- 6 地方交付税の原資の確保に関し、その対象となる国税(所得税、法人税、 酒税及び消費税)の地方への分配率の引上げを行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

## (提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、 内閣府特命担当大臣(地方創生)、総務大臣、財務大臣

#### 意見書案第11号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案 上記提出する。

> 平成29年10月10日 提 出 者 教育警察常任委員長 藤 根 正 典

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

また、「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上に負うところが大きいところでもある。

義務教育費国庫負担制度の対象外となり、一般財源で措置されている教材購入費、図書購入費及び情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域格差が生じているように、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、更に 充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

#### 三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、 文部科学大臣

#### 意見書案第12号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画 の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案 上記提出する。

> 平成29年10月10日 提 出 者 教育警察常任委員長 藤 根 正 典

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画 の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

平成29年4月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、教職員の定数に関し、小中学校等における「障害に応じた特別の指導」や「日本語を理解し、使用する能力に応じた指導」を充実させるため、基礎定数が新設された。

しかしながら、学級編制については、平成23年に小学校1年生の学級における標準が40人から35人に引き下げられて以降、法改正が行われていない。

平成28年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間は、10年前の同調査と比較して、それぞれ4時間又は5時間以上増えており、小学校では担任児童数、中学校では授業

担当生徒数が多いほど、勤務時間が長くなる傾向が示された。

また、中学校では、教諭の半数以上が、1か月当たり80時間を超える時間外労働(いわゆる「過労死ライン」を超える時間外労働)をしている実態があることが明らかとなった。これらのことを踏まえ、教育再生実行会議第十次提言においては、「教育の質の向上や様々な教育課題への対応が求められる中、教師の長時間勤務に支えられている状況は既に限界」に来ていると指摘されている。

山積する教育問題の解決を図り、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応 や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、それに伴う計画的か つ安定的な教職員の定数改善を行うとともに、教育予算を拡充し教育条件の整 備を更に進めていく必要がある。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

#### 意見書案第13号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充 を求める意見書案

上記提出する。

平成29年10月10日 提 出 者 教育警察常任委員長 藤 根 正 典

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充 を求める意見書案

厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.9% となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言える。

平成26年1月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、また、政府は、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、同大綱において、教育の支援について、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。」という基本的な方針が示された。

学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進するに当たっては、 教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携した支援を行うなど の取組が必要であり、そのためには、スクールカウンセラーやスクールソー シャルワーカーの更なる配置の拡充が求められる。

また、平成29年度から、経済的に厳しい状況にある学生等の就学及び修学を支援する奨学金として、高等教育段階での給付型奨学金が創設されたが、今後も更なる拡充が求められるところである。加えて、児童養護施設の入所者をはじめとした社会的養護を必要とする学生等に対しては、入学の準備に要する費用の負担を軽減するため、入学前に給付するなどの対応を図る必要がある。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

#### (提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、財務大臣、文部科学大臣

#### 意見書案第14号

学校における防災対策の充実を求める意見書案 上記提出する。

> 平成29年10月10日 提 出 者 教育警察常任委員長 藤 根 正 典

学校における防災対策の充実を求める意見書案

地震活動の長期評価を行っている文部科学省所管の地震調査研究推進本部に おいて、本年1月1日を算定基準日とする、今後30年程度の間における南海ト ラフ巨大地震の発生確率は、70%程度となっている。

現在、公立学校施設における校舎等の建物の耐震化はおおむね完了している 一方、屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内の備品等の転倒落下防止対 策、ガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策は引き続き推進していくこと が求められている。

また、学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、災害時の地域住民の避難所に指定されているところが数多くあるなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。この面からも、南海トラフ巨大地震等の災害を想定した学校施設の高台移転や耐震性・耐火性など安全対策の確保、避難者の生活を支えるトイレや自家発電設備など防災機能の強化、食料・飲料等の備蓄及び避難所の円滑な運営方法の確立等は、喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、南海トラフ巨大地震等の災害を想定した 学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

#### (提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、

内閣府特命担当大臣(防災)、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

## 提出議案件名

議案第133号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて

認定第5号 平成28年度三重県一般会計歳入歳出決算

認定第6号 平成28年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算

認定第7号 平成28年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金 貸付特別会計歳入歳出決算

認定第8号 平成28年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業 特別会計歳入歳出決算

認定第9号 平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別 会計歳入歳出決算 認定第10号 平成28年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳 出決算

認定第11号 平成28年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

認定第12号 平成28年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決

算

認定第13号 平成28年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳

出決算

認定第14号 平成28年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計

歳入歳出決算

認定第15号 平成28年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

認定第16号 平成28年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

## 委員長 報告

○議長(舟橋裕幸) 日程第1、議案第121号から議案第131号までを一括して 議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。田中祐治環境生活農林水産常任委員長。

[田中祐治環境生活農林水産常任委員長登壇]

〇環境生活農林水産常任委員長(田中祐治) 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第127号工事請 負契約の変更について(桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事)につきま しては、去る10月5日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審 査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたし ました。

以上、御報告申し上げます。

**〇議長(舟橋裕幸**) 奥野英介健康福祉病院常任委員長。

〔奥野英介健康福祉病院常任委員長登壇〕

〇健康福祉病院常任委員長(奥野英介) 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第124号三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案につきましては、去る10月4日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

**〇議長(舟橋裕幸)** 野口正防災県土整備企業常任委員長。

[野口 正防災県十整備企業常任委員長登壇]

○防災県土整備企業常任委員長(野口 正) 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第125号三重県営住宅条例の一部を改正する条例案及び議案第128号工事請負契約の変更について(宮川流域下水道(宮川処理区)明和幹線(第4工区)管渠工事)につきましては、去る10月6日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(舟橋裕幸) 藤根正典教育警察常任委員長。

〔藤根正典教育警察常任委員長登壇〕

**〇教育警察常任委員長(藤根正典**) 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第126号公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る10月5日及び10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べま す。

三重県いじめ防止条例(仮称)についてであります。

子どもの社会は大人社会の映し鏡であるとも言われるように、いじめについては学校、家庭、地域の連携の大切さからも子どもたちに大きな影響を与

える大人側の意識を改めていく視点も極めて重要です。

また、SNSなどインターネットを通じて行われるいじめは、外からわかりにくいことから、これらを防止し、効果的な対応を行うためには、子どもたちや保護者の理解を促す取組も必要と考えます。

いじめが大切な命を奪うことにつながりかねないものでもあることに鑑み、 今後の議論に当たっては、これらの視点も含め、多様な観点から引き続き議 論を深めていただくことを要望します。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(舟橋裕幸) 下野幸助総務地域連携常任委員長。

[下野幸助総務地域連携常任委員長登壇]

○総務地域連携常任委員長(下野幸助) 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第122号職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る10月10日 に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、 全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

リニア中央新幹線の開業に向けた機運の醸成についてであります。

リニア中央新幹線は、2027年の東京-名古屋間の先行開業、最短で2037年とされる大阪までの全線開業により、今後さらに県域を越えた広域的な交流、連携が進み、県内の産業や観光などが持続的に発展することが期待されています。県当局におかれては、開業を見据えた県民の皆さんの期待を盛り上げていくため、県として具体的な機運の醸成について検討を行い、取り組まれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

**○議長**(舟橋裕幸) 中嶋年規予算決算常任委員長。

[中嶋年規予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長(中嶋年規) 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第121号平成29年度三重県一般会計補正予算(第4号)外3件につきましては、去る10月4日から10日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月13日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(舟橋裕幸) 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採決

○議長(舟橋裕幸) これより採決に入ります。

議案第121号から議案第131号までの11件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第121号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じましたので、会議規則第35条の規定により議案第121号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟橋裕幸) 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

## 委員 長 報告

○議長(舟橋裕幸) 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議 題といたします。 本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。中嶋年規予算決算常任委員長。

[中嶋年規予算決算常任委員長登壇]

#### ○予算決算常任委員長(中嶋年規) 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号平成28年度三重県水道事業決算外3件につきましては、去る10月2日及び13日の2回にわたり委員会を、また、その間の10月6日には、該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。その結果、認定第1号から認定第3号までの3件は賛成多数をもって、認定第4号については全会一致をもって、原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項 について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

平成28年度の経営収支は、水道事業が3億3861万円の純利益、前年度から1億4082万円の増額となっており、また、工業用水道事業が5億9111万円の 純利益、前年度から1億770万円の増額とそれぞれなっています。

これは、水道事業及び工業用水道事業ともに、年間供給量が横ばいである ものの、電気料金の値下げに伴う動力費の減や企業債の定時償還に伴う支払 利息の減等によるものです。

今後は、人口減少などに伴う年間供給量の減少が見込まれ、また、施設の 更新需要の増大や大規模地震に備えた耐震化も引き続き求められていること から、新たに策定された企業庁経営計画や施設改良計画に基づき、計画的な 施設整備を進め、安定的な経営を続けられるよう要望します。

次に、電気事業についてであります。

平成28年度の経営収支は、6959万円の純利益、前年度から 9 億8584万円の 減額となっています。

純利益を確保したのは、RDF焼却・発電事業におけるRDF処理委託料の単価改定による収入増や管理運営委託費の減などによるものです。

なお、前年度に比べ、純利益が大幅に減少していますが、これはRDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償金の特別利益が皆減となったことなどによるものです。

平成29年度以降、RDF焼却・発電事業は、売電単価の低下に伴う電力収入の減少などにより、多額の純損失が見込まれる中、関係者との連携を図りながら円滑な事業終了に向け、引き続き安全性を確保しつつ、経営の安定化に努められるよう要望します。

最後に、病院事業についてであります。

平成28年度の経常収支及び総収支は、いずれも1億1177万円の純利益となっており、前年度から経常収支は3958万円、総収支は3682万円増加しています。これは主にその他医業収益の増や減価償却費の減等によるものです。

しかし、医業収支は赤字であり、また92億円余りに及ぶ多額の累積欠損金を抱えるなど、厳しい経営状況にあることから、引き続き各病院がそれぞれの役割や機能を十分に発揮し、経営の健全化につなげていけるよう、三重県地域医療構想等を踏まえた新たな中期経営計画の着実な推進を要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長(舟橋裕幸) 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討論

〇議長(舟橋裕幸) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。 5番 岡野恵美議員。

[5番 岡野恵美議員登壇]

○5番(岡野恵美) 日本共産党は、決算認定議案4件のうち、第1号水道事業、第2号工業用水道事業、第3号電気事業に反対し、第4号の病院事業は 賛成いたします。

以下にその理由を述べてまいります。

認定第1号の水道事業、認定第2号の工業用水道事業については、これま

での予算や決算の審議の都度、指摘してきましたが、大規模な公共事業による過大な投資であり、使わない水まで市町に押しつけ、県民は高い水道料金を支払っているという現実があります。

この大規模な公共事業、長良川河口堰の三重県の水資源機構への負担金の 支払いは平成7年度から20年間にわたって行われ、平成26年度に償還が終わ りました。その後、残った一部の償還と利息の支払いについて、一部借換債 を発行して充当していたようですが、その支払いも平成29年度に完了すると いうことです。

その結果、支払った負担金は、利水分だけでも総額684億3200万円と非常に大きな金額になります。この総計は、平成28年度までは決算額、29年度は予算額を足したということですが、その内訳は、一般会計から630億6900万円、企業会計から53億6300万円ということです。

また、このうち工業用水道事業に係るものが458億1700万円、水道事業に 係るものは226億1500万円ということです。

もともと国が河口堰の構想をつくったのは、1960年代の高度経済成長期です。愛知県や三重県は日本を支える重工業地帯として水需要も大きく拡大するはずでしたが、産業構造の変化や各企業の節水の取組で、もくろみは大きく崩れました。

そのため、余った水の押しつけがこの中勢地域、津市民にも行われました。 津市民は今、高い水道料金に泣いているというのが現実であります。

また、それは関係する自治体全部の問題となっています。河口堰事業は水 道料金が高いという問題だけでなく、昨年度の決算認定の討論で山本里香議 員が指摘しましたように、自然環境破壊や漁業に与える影響など様々な角度 から検証しておく必要があるのではないでしょうか。

私は、この際、河口堰事業については、議員の皆さんに対しても問題点は しっかり認識した上で、今後の県政運営に生かさなければならないと申し上 げるところです。

私たち日本共産党は、長年議会内外で大企業優遇の政治を批判してまいり

ましたが、その正しさを改めて確信すると同時に、河口堰事業の決算審議を 通じて、改めて今までの大企業優遇の政治からの転換を求めていきたいと思 います。

さて、三重県監査委員が9月8日に知事に提出した平成28年度三重県公営企業会計決算審査についての意見書によりますと、三重県の水道事業について「今後も施設の耐震化や老朽化対策等の資金需要が予想されるが、28年度末の内部留保資金は122億円余あることから、当面、新たな企業債の発行を抑制できる資金力を持っていると考えられる」と記述されています。しっかりと資金は確保されていますから、老朽化した施設への対策には困ることはないということです。

ところで、内部留保資金は、平成28年度に一般会計に貸し付けた40億円を 入れると、162億円だったわけであります。別に工業用水道事業の内部留保 資金は約94億円、合わせて256億円あるわけであります。

改めて、次回の市町との契約見直しの際には、県民負担を軽減する方向で 見直していただきたいということを提言いたします。

次に、認定第3号の電気事業会計決算について申し上げます。

RDF発電事業は、国が進めてきた事業に当時の北川県政が乗って、市町 を巻き込んで行われてきました。

私は当時、津市の市議会議員をしていまして、技術的にも未熟であり、ご みの減量政策にも逆行するから導入しないでほしいという津市民の反対運動 に応えて津市に持ち込ませなかったことを記憶しております。

しかし、夢の事業との触れ込みで県主導で促進したこの事業は、今から14年ほど前の平成15年8月、RDF発電所が動き出して間もなく、爆発事故によって大切な2人の消防士の命が失われ、ようやく県はその間違いに気づいたのではなかったでしょうか。

富士電機との間での裁判はようやく終わったところですが、裁判している 相手に維持管理を任せた異常さ、そしてついにこの事業そのものが平成32年 度で終了することになっています。当初無料だった発電所への市町のごみの 処理料は、今年度から平成32年度の終了まで1トン当たり1万4145円にもなっています。2年前の決算審査のときには、この事業に対して多くの問題点が議員から指摘されています。

日本共産党はRDF発電事業には当初から反対してきましたが、以上申し上げましたように、県政の大失政の一つだと思っています。終了するという段階に当たり、せめて市町との間で十分な議論を尽くし、終了に伴う市町への県支援を強く求めておきたいと思います。

さて、平成28年度の決算では一般会計の資金不足に対応するために、水道 事業会計から40億円、電気事業会計から15億円の、合わせて55億円の内部留 保資金を金利0.015%で貸し付けました。

契約書によりますと、水道事業へは平成30年度から33年度まで毎年10億円を金利をつけて返済してもらうこと。電気事業へは今年度の29年度から31年度にかけて毎年5億円ずつ金利をつけて返してもらうことになっています。

ちなみに、今年度分の電気事業への返済額は、償還元利合計で5億22万 1301円だということです。

もともと企業会計はその目的が明確となっています。幾ら一般会計が苦しいからと、目的以外に使うことは避けなければならないのではないでしょうか。特に市町に負担をお願いし、市町は県民から使用料をとっている事業でありますから、資金があるということは県民負担を軽減するなどに使うべきものではないでしょうか。

以上のことを重ねて指摘させていただき、反対討論といたします。ありが とうございました。(拍手)

**〇議長(舟橋裕幸)** 以上で討論を終結いたします。

採決

O議長(舟橋裕幸) これより、採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第1号及び認定第2号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

## 請願の審議

○議長(舟橋裕幸) 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択5件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存 じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟橋裕幸) 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに 決定いたしました。 ○議長(舟橋裕幸) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。4番 山本里香議員。

[4番 山本里香議員登壇]

○4番(山本里香) 請願第40号小学校1年生から段階的に25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求める請願について不採択とする委員長報告に反対の立場で討論いたします。

平成15年に、みえ30人学級が始まり、少人数学級の先駆として大きく評価を受けましたが、その後、学年進行も小2、中1で停滞し、最大の問題である25人下限条件により30人学級になれず置き去りにされた学級が固定化する問題が続いています。本請願は、当初よりその改善を訴え、毎年署名を集め請願活動をされている方々から提出されています。

平成23年に、公立小学校1年生の1クラス当たりの上限人数を40人から35人に引き下げる義務教育標準法改正が国会において全会一致で可決、成立したことで、現在のところ、小学校1、2年生において4月当初における36人以上の学級はなくなりました。国のこのことについては、分割下限条件はありません。41人の場合は21、20人の学級が存在しましたが、この改正によって、学年限定ではありますが、1学年で36人の場合には、18人の学級ができるということになりました。なおさらに、25人を下回ってはならないという、みえ30人学級の矛盾は広がりました。そのため、みえ30人学級と言いながら、30人を超える学級が今もなお存在します。

きめ細かい授業の実施やいじめへの対応などのため、文部科学省は小・中学校で少人数学級化を進める方針で、当初は8年かけて全学年で35人、小1と小2は30人以下に引き下げる予定を持ち、少人数学級を進めたい考えだったようですが、これもとまっています。

この十数年、各地で、子どものことを考えたら、国が動き出すのを待っていられないと自治体独自の少人数学級が広がりました。その努力は貴重なものであり、子どもたちの豊かな成長、発達のために、自治体として積極的に

少人数学級を進める努力がますます大切です。今回の委員会審査において、 この件での審査は12分間、不採択との判断です。

他県でも条件つきの少人数学級は3分の2ある。少人数教育でカバーしている。市町での弾力的な運用に任せたい。財政のことを考えるととの説明や意見が出ました。条件つきとはどんな条件ですか。人数制限ですか。少人数学級と少人数教育とは教育の目的がまるきり違います。

少人数教育でこなす限り、非常勤講師を多くお願いしなければなりません。 2015年度三重県は公立小・中学校の政策的非正規、再任用率がトップでした。 これはいいことなのかどうなのか。今の体制の中でやり繰りして他学年の加 配から持ってくるという学校内の分捕り合戦ではなく、本来なら正規配置で、 無理でも常勤講師で賄えるような予算を増やすということを求めています。

政府の意見募集でも望ましい学級規模として30人以下を上げた保護者は約8割に及んでいます。今、学校に必要なのは人と予算です。少人数学級の充実は重要課題ですが、その1丁目1番地は矛盾のある25人下限の解消です。

三重県において、窓口無料のない子ども、障がい者、一人親家庭等医療費、 25人下限条件を設けた30人学級、根っこは同じですね。

最後に、今回の請願審査に当たり、請願者から参考人としての招聘の求め に対し委員会は受け入れませんでした。このことは請願権の侵害に当たると 指摘をいたします。

議会改革、開かれた議会と様々な改革を重ねてきた三重県議会です。十分 内容はわかっているから、十分に審査できるとのことでの拒否でした。

また、議員からこれまでの指導もあって、この請願はつくり直されたものでもあります。

別の教育条件の請願において、教員適正配置ということも採択しておりますが、学級規模にかかわる教員適正配置とはどのようなものかの論議もありませんでした。

まして、不採択にする思いがあるなら、なおさらに招いて審査をすべき だったのではないでしょうか。 みえ30人学級が真の30人学級となりますように、25人下限の撤廃への御賛 同を求め、委員長報告不採択への反対討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(舟橋裕幸) 以上で討論を終結いたします。

採決

○議長(舟橋裕幸) これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、請願第35号介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることについて、請願第38号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて及び請願第39号防災対策の充実を求めることについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の 決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第36号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

○議長(舟橋裕幸) 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第37号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第40号小学校1年生から段階的に25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立多数であります。よって本件は委員会の決定どおり 不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるもの につきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの 健康福祉病院常任委員会関係

請願第35号 介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることについ て

## 教育警察常任委員会関係

請願第38号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡 充を求めることについて

## 意見書案審議

〇議長(舟橋裕幸) 日程第4、意見書案第8号介護人材の安定的な確保を求める意見書案、意見書案第9号道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書案、意見書案第10号地方財政の充実及び強化を求める意見書案、意見書案第11号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案、意見書案第12号子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第13号子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案及び意見書案第14号学校における防災対策の充実を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省

略するとともに、意見書案第10号は委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟橋裕幸) 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第10号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討論

○議長(舟橋裕幸) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。 4番 山本里香議員。

[4番 山本里香議登壇]

○4番(山本里香) 意見書案第9号道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置 の継続を求める意見書案に反対の討論をいたします。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による地域高規格 道路事業や交付金事業の補助率が、高規格幹線道路の整備では通常の3分の 2から10分の7、地域高規格道路の整備では通常の半額から10分の5.5へと それぞれ補助率をかさ上げして整備を促しているものなどを、10年間の期限 が切れることから継続することを国に求めたものです。

確かに三重県でも、これらの補助金を使い個別補助事業、地域高規格道路では、生産性向上を図るとして国道477号四日市湯の山道路、観光に資するとして国道167号伊勢志摩連絡道路、社会資本整備総合交付金として災害に備えるとして国道422号三田坂バイパス、また四日市市川原町近鉄高架事業などをやっています。

平成29年度計上額で総事業費は105億円余り、うち約57億8000万円が国費、 県負担は44億8000万円、市町負担は2億5000万円です。県ではこのうち約9 割が起債によるものです。

これが、平成29年度を想定して5%の国費かさ上げ分をもとに戻す試算を すると、県負担が5億1000万円、市町負担が2億3000万円増額することにな ります。

もし、その国負担が固定化されれば、総事業費15億円の抑制をしなければ ならないということです。負担が増える、工事が進まない、これは大変だと いうことの意見書提出です。

これらの道路整備は、地域の特性から来る要望もあることは十分に承知していますが、このたびは国の制度でのかさ上げ継続を求めていますので、三重県だけでなく、国の道路整備事業全体にかかわってくることです。全国で、この補助金を使って不要不急の事業はなされていないか、高規格道路と生活道路の整備のバランスはどうあるべきか、新設と補修のバランスはどうあるべきか、企業誘致のための突出した税金投入はないかなど考えることは多くあります。

そもそも、この道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律については、ガソリン税など2008年から10年間道路特定財源を維持する特例に基づいており、無駄な公共事業への批判が強まる中で、見直しが問題となった道路特定財源でした。それを受け一般財源化したことになったものの、補助率を明記し、その上、かさ上げをしたため、特定財源性が残ったままになりました。

さきに示した三重県での補助金を使った道路建設が全て無駄な事業とは言えません。全国で補助金があるための道路工事、さすがに補助金はありがたい、5%のかさ上げはなおさらだとして自治体出費も膨らみ、起債が募るという現実があります。

特定財源が導入された当初は、国道や都道府県道でもまだまだ舗装もされていないというところが多く、一定の根拠があったのは事実です。そして、入ってくる税金をひたすら道路づくりに投入し続けた反省からの一般財源化の論議だったはずです。

全国的に見れば、無駄な道路事業は少なからずあります。かさ上げの延長がそれを助長するものとして使われることは問題です。特定財源から一般財源化へという考えのもと、地域の土壌からの要望に応えた道路整備や、その

ほかの事業でも十分に自治体の独自性を持って取り組めるような一般財源化を望み、県民の命、安全を守るための身近な防災減災対策を含む、生活道路、通学路の整備などを優先することが必要と申し上げ、この意見書案に反対討論といたします。(拍手)

○議長(舟橋裕幸) 以上で討論を終結いたします。

## 採決

○議長(舟橋裕幸) これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第8号、意見書案第10号、意見書案第13号及び意見書案第14号の4件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のと おり可決されました。

次に、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決 されました。

次に、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決 されました。

次に、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決 されました。

## 議 案 審 議

○議長(舟橋裕幸) 日程第5、議案第133号を議題といたします。

## 提 案 説 明

- ○議長(舟橋裕幸) 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。「鈴木英敬知事登壇〕
- ○知事(鈴木英敬) ただいま上程されました議案第133号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、収用委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(舟橋裕幸) 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略 し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟橋裕幸) 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略 し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採決

**〇議長(舟橋裕幸)** これより採決に入ります。

議案第133号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(舟橋裕幸) 起立全員であります。よって、本案は同意することに決

定いたしました。

## 議案の上程

○議長(舟橋裕幸) 日程第6、認定第5号から認定第16号までを一括して議 題といたします。

## 提 案 説 明

**〇議長(舟橋裕幸)** 提出者の説明を求めます。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) それでは、ただいま上程されました議案につきまして、 その概要を説明いたします。

認定第5号から第16号までは、平成28年度一般会計及び特別会計にかかる 歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は7432億4705万円余、歳出決算額は7289億3167万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である110億3900万円余を差し引いた実質収支としまして、32億7637万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する16億4000万円を地方自治法第233条の2の 規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の16億3637万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計ほか10の特別会計につきましては、歳入決算額は1731億5599万円余、歳出決算額は1709億8811万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である1億4366万円余を差し引いた実質収支としまして、20億2420万円余の剰余が生じましたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第80号は、私債権の放棄について条例に基づき報告するものです。

報告第81号及び第82号は、関係法律に基づき健全化判断比率及び特別会計

の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、平成28年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の 審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(舟橋裕幸) 以上で提出者の説明を終わります。

## 議 案 付 託

○議長(舟橋裕幸) お諮りいたします。ただいま議題となっております認定 第5号から認定第16号までは議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の議 案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じます が、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟橋裕幸) ご異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、 直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

## 議案付託表

## 予算決算常任委員会

認定番号	件名
5	平成28年度三重県一般会計歳入歳出決算
6	平成28年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
7	平成28年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
8	平成28年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
9	平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事 業特別会計歳入歳出決算

1 0	平成28年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計 歳入歳出決算
1 1	平成28年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出 決算
1 2	平成28年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入 歳出決算
1 3	平成28年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計 歳入歳出決算
1 4	平成28年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
1 5	平成28年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
1 6	平成28年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

## 議員派遣の件

○議長(舟橋裕幸) 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣すること に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟橋裕幸) 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の 一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

## 議員派遣一覧表

- 1 第17回都道府県議会議員研究交流大会
- (1) 派遣目的

都道府県議会議員が共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

- (2) 派遣場所 東京都
- (3)派遣期間 平成29年11月13日 1日間
- (4)派遣議員 中瀬古初美 議員 野村 保夫 議員 藤根 正典 議員 彦坂 公之 議員 木津 直樹 議員 東 豊 議員 三谷 哲央 議員 青木 謙順 議員 中森 博文 議員 西場 信行 議員
- ○議長(舟橋裕幸) これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長(舟橋裕幸) お諮りいたします。明18日から11月21日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟橋裕幸) 御異議なしと認め、明18日から11月21日までは休会とすることに決定いたしました。

11月22日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長(舟橋裕幸) 本日はこれをもって散会いたします。 午前10時48分散会